平成２３年（フ）第４０７号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目１番27号　渕脇マンション501号
債務者　西留　敬子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４７２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4480番地さくら保育園内
債務者　松﨑　義人
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４８０号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目49番14号
債務者　大迫　　学
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
鹿児島県鹿児島市本名町1137番地１　大原住宅1323号
債務者　萩原　　千
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４８９号
鹿児島県熊毛郡南種子町中之上3181番地２
債務者　一宮　佳代
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
鹿児島県鹿児島市坂元町830番地２
債務者　丸田恵利子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
北海道室蘭市輪西町１丁目８番８号
債務者　坂田　裕介
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４２９号
神奈川県伊勢原市石田796番地の１　日神パレステージ愛甲石田フォレスト110号
債務者　須田　晴美
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５６８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3385番地の10
債務者　池田　雅明
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５６９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3385番地の10
債務者　池田　亮子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５９４号
神奈川県平塚市山下760番地の１　若宮ハイツ６―202
債務者　小林　　操
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６４１号
神奈川県厚木市みはる野１丁目31番６号
債務者　佐藤　清子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６５６号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根55番地の７　レイクビュービラＡ102
債務者　田中　光祐
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６７４号
神奈川県平塚市南金目1286番地の１　コーポ宮田Ｅ―201
債務者　宮川　敏子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６８８号
神奈川県平塚市豊原町23番16号
債務者　松本　智佳（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６８９号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷3427番地
債務者　秋山　英治
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６９６号
神奈川県伊勢原市石田249番地の１　レイモンハウス102号
債務者　前場　光司
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７６号
新潟県上越市東本町５丁目３番32号
債務者　五十嵐　昭
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで　新潟地方裁判所高田支部